

八街市の各区を紹介します(11)【朝日区】

八街市には39の区があり、それぞれの地区で、その地域ならではの歴史や文化があり、そこに暮らす住民同士によるさまざまな自治活動が行われています。今月は、朝日区を紹介します。

〜 共に感謝〜 朝日区 区長

令和元年台風15号上陸前、気象庁は緊急記者会見を開き「台風接近とともに世界が変わる」と警戒を呼びかけた。深夜、あまりの強風で目がさめる。雨に加えて、風が地を叩くように吹いており、生まれて初めての光景を目にした。停電。9月9日(月)午前6時、雨が止んだので地域の状況確認を行った。冠水は少ないものの道路には倒木や折れた枝が散乱していた。倒木により通行不能となった道路では、住民がチェーンソーを使って撤去作業をしていた。朝日区においても、午前9時30分から朝日区コミュニティセンターで給水を始める。



納涼盆踊り大会の様子

朝日区は、JR八街駅より北東へ2kmほどのところにある、早朝にはキジの鳴き声が聞こえる自然豊かな地域です。西の夕日丘、東の朝日と命名した先人達の知恵と先見性を強く感じています。現在約750世帯に加入いただき、朝日区コミュニティセンターを拠点として、安心安全を念頭に置き、さまざまな活動を行っています。納涼盆踊り大会やサツマ芋掘り大会、年末餅つき大会といった親睦行事の開催や、ごみ拾いや草刈り、側溝清掃といった環境美化活動を実施しています。また、災害に備え、防災・救急合同講習会なども開催しています。子育てサロンやシルバートロン、毎月開催される防犯パトロールなどにおいて、幅広い年齢層の方々がふれあい、笑顔で交流できることも朝日区の特徴です。子どもたちの登下校やご自身の散歩、犬の散歩などの際に、住民同士のあいさつが行われる地域性も自慢です。

年号が令和に変わり、新しい時代が幕を開けましたが、今後小さな声に耳を傾け、たくさんのお力をもった住民の方々と共に小さな歩みを重ねていきたいものです。

八街市区長会事務局
(市民協働推進課内)
☎ 312・1140

国保年金課からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生でも国民年金に加入する必要がありますが、一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在学する学生などが対象で、本人の前年所得が次の計算式で算出した金額以下であることが条件です。

所得基準(申請者本人のみ)

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円

申請方法

学生納付特例申請書を国保年金課または年金事務所に提出してください。

お持ちいただくもの

- ・学生証(コピーは両面)または在学証明書(原本)
- ・マイナンバーを確認できるもの
- ・印鑑
- ・本人確認できる運転免許証など

承認期間は4月～翌年3月の1年間ですが、承認を受けた翌年度も在学予定の場合は、4月上旬に申請書が送付されます。引き続き、学生納付特例を希望し、同一の学校に在学している方は、送付された申請書を記入して返送することで、令和2年度の申請ができます。(学生証のコピーや在学証明書は不要)また、学生納付特例制度を利用せず、保険料を納付する場合は、幕張年金事務所までご連絡ください。

☎ 幕張年金事務所 ☎ 212-8621

年金相談を実施しています

年金相談では、国民年金や厚生年金、年金受給などについて社会保険労務士に相談できます。相談する際には、年金記録がわかるものや本人確認できるものなどをお持ちください。予約は不要です。

相談日時(偶数月の第3木曜日)

4月16日・6月18日・8月20日・10月15日・12月17日・令和3年2月18日
午前10時～正午・午後1時～3時

相談場所

総合保健福祉センター

☎ 国保年金課 ☎ 443-1139

課税課からのお知らせ

令和2年度分の固定資産課税台帳の閲覧と土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者が固定資産課税台帳の自己資産が記載された部分を確認したり、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方が、権利の目的である固定資産の課税内容を確認するためのものです。

閲覧期限 令和3年3月31日(水)
午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜開庁以外の日曜日、祝日、年末年始を除く)
(日曜開庁日は午後5時まで)

閲覧場所 課税課

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が所有する土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較し、適正な評価額かを確認するためのものです。土地のみを納税している場合は土地のみ、家屋のみを納税している場合は家屋のみを縦覧することができます。

※縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請は受け付けません。

縦覧期限 4月30日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜開庁以外の日曜日、祝日、年末年始を除く)
(日曜開庁日は午後5時まで)

縦覧場所 課税課

手数料など詳しくは、課税課へお問い合わせください。

市・県民税を公的年金から特別徴収します

4月1日現在、65歳以上で公的年金を受給中で、市・県民税(住民税)の納税義務がある方は、公的年金部分の住民税を、公的年金から天引きをして納付(特別徴収)することと定められています。

公的年金からの特別徴収は、前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額を、3回(4月・6月・8月)で仮徴収し、令和2年度の「年金所得分の住民税決定額」から仮徴収分を差し引き、残額を3回(10月・12月・令和3年2月)に分割して天引き(本徴収)します。

令和2年度の市・県民税決定通知は6月上旬頃送付を予定しております。

☎ 課税課 ☎ 443-1116

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問